

生殖医療と法制化

吉村 泰典

Summary

近年の生殖補助医療の進歩には瞠目に値するものがあり、それら新しい技術を適切に運用するためには、ガイドラインなどの整備が必要なことはいまでもない。生殖補助医療に関する法律や倫理規定などがないわが国において、日本産科婦人科学会は倫理的に注意すべき事項に関する見解を公表し、メディカルプロフェッションとして国民に対して、安全で質の高い生殖医療を提供するために重要な社会的役割を果たしてきている。しかしながら、生殖医療は社会的、倫理的、法的問題をおおいに包含しており、生まれてくる子どものことを考慮すると、親子関係を明文の規定をもって確定する必要がある。

Key words

生殖補助医療
生命倫理
法的問題
親子関係
出自を知る権利

Yasunori Yoshimura
福島県立医科大学副学長
慶應義塾大学名誉教授

はじめに

生殖医療は人の生命の誕生に関わる医療であることから、通常の臨床医学とは本質的に異なった倫理観が必要となる。それは生殖医療がすでに存在する個人を対象とするのではなく、生命の誕生そのものを対象とするからである。医師が患者に医療行為を施すとき、「患者のために」とか「患者は待ってられない」という言葉がよく使われる。臨床医学では、医師が患者の求めに応じて、その時代における最高水準の医療を提供できる。しかしながら、生殖医療においてその治療の対象は、クライアントと生まれてくる子を含む家族である。さらに第三者の身体や身体の一部が医療手段として利用されることになれば、その提供者と家族も対象となり、患者と医師という1対1の関係だけでは完結することができない特性を有しているからである。

本稿においては、生殖医療の特殊性や法的諸問題について概説し、日本産科婦人科学会をはじめとするメディカルプロフェッションと行政の取り組みを解説する。

生殖医療の特殊性¹⁾

生殖医療を希望するクライアントにとって、自己完結できる場合には彼らの希望が最大限に許容されるべきであり、自己決定権が尊重される。しかしながら、第三者を介する生殖医療の場合においても、子どもをもちたいという幸福追求権は果